

【仮訳】

IAEA 核セキュリティ・シリーズ No. ___

**国の核セキュリティ体制の基本：
目的及び不可欠な要素**

改訂 17.04
2010 年 9 月 13 日

取扱注意：本資料は、IAEAの資料を基に、あくまで検討用として仮訳したものです。誤訳等もあるかも知れませんが、取扱いに注意願います。

序文

[事務局が後日作成]

DRAFT

目次

1. はじめに	4
1.1. 背景.....	4
1.2. 目的.....	5
1.3. 範囲.....	5
1.4. 構成.....	6
2. 国の核セキュリティ体制の目的	6
3. 国の核セキュリティ体制の不可欠な要素	6
3.1. 国の責任	6
3.2. 核セキュリティに係る責任の同定及び定義	6
3.3. 立法上及び規制上の枠組み	7
3.4. 核物質及びその他の放射性物質の国際輸送	8
3.5. 犯罪化を含む犯罪と罰則	8
3.6. 国際協力と支援	8
3.7. 核セキュリティ脅威の同定及び評価	9
3.8. 標的及び潜在的影響の同定及び評価	9
3.9. リスク情報を活用した手法の利用	9
3.10. 核セキュリティ事案の検知.....	10
3.11. 核セキュリティ事案への計画、準備及び対応.....	10
3.12. 核セキュリティ体制の維持.....	11
付属文書 I 用語集.....	12

1. はじめに

1.1. 背景

核セキュリティは、核物質、その他の放射性物質、関連施設又は関連活動に係る又は向けられた犯罪行為又は意図的な無許可の行為の防止、検知及び対応に焦点を当てている¹。国によって決定される核セキュリティに悪影響を有するその他の行為については適切に取り扱われるべきである。核セキュリティは、原子力安全及び保障措置と共に、国が農業、工業、及び医療への利用、原子力エネルギー及びその他多くの分野を含む領域で核物質及びその他の放射性物質の使用について多大な利益を享受するのに不可欠である。

国内の核セキュリティに対する責任は、その国にあり、国はその管轄下において、核物質、その他の放射性物質、関連施設及び関連活動のセキュリティを確実にしなければならない。しかしながら、核テロリズムの脅威は、すべての国によって重大問題として認められている。国はまた、ある国の核セキュリティ体制の有効性が他国の核セキュリティ体制の有効性に依存することも認識している。核セキュリティを包括的に強化するための国際的な協力の必要性が増している。

IAEA の核セキュリティ活動の展開が、IAEA の制定法、IAEA 理事会と総会の決議、国連安全保障理事会と国連総会の決議、さらに IAEA で確立した規範を含めて、法的及び政策的枠組み内でなされた。IAEA 及びその他の後援の下で採用された様々な国際文書は、核セキュリティ分野での国際的な法的枠組み並びに IAEA の権限及び機能にも貢献した。これらの文書は、IAEA 国際法シリーズ No.4「核セキュリティの国際法的枠組み」に記述されている。

核セキュリティにおける努力の一部として、IAEA の理事会は、核セキュリティについての IAEA のプログラムを述べた一連の核セキュリティ計画を承認してきた。核セキュリティ計画の 1 つの構成要素が、核セキュリティ・シリーズ文書の策定であった。核セキュリティ・シリーズは、加盟国が新たな核セキュリティ体制を実施するか又は既存の核セキュリティ体制を強化する際に加盟国を支援するために核セキュリティ基本文書、勧告文書並びに実施指針及び技術手引きを提供するものである。核セキュリティ・シリーズはまた、拘束力のある及び拘束力のない国際文書に関して加盟国の努力を実施する際に加盟国に指針として役立つものでもある。核セキュリティ・シリーズは、①全体の核セキュリティ体制についての目的及び不可欠な要素を提供する基本レベルの文書、②核セキュリティ体制が核セキュリティの特定の分野で何を行うべきかを概説する勧告レベルの文書、及び③特定の核セキュリティシ

¹ 文中のイタリック体の用語は、定義された用語を表わす。用語の定義は、本文書の付属文書 I 中で見つけることができる。それらはまた、核セキュリティ・シリーズ文書中で用いられるすべての定義された用語を説明する核セキュリティ用語集にも含まれる。

システム及び措置を確立する方法に関する詳細な手引きを提供する実施指針及び技術手引きといった階層的な手法で設計されている。

本文書（以下「基本文書」と呼ぶ。）は、核セキュリティ・シリーズ中の第一位の文書である。基本文書中で説明される核セキュリティ体制の目的及び不可欠な要素は、国際文書中の規定の統合体、既存の核セキュリティ体制中にある加盟国の経験、及び IAEA の核セキュリティ、安全及び保障措置の分野の経験に基づいている。基本文書は、適切で有効な核セキュリティ体制の目的及び不可欠な要素について関係国の幅広い意見の一致を反映したものである。

1.2. 目的

本文書の目的は、核セキュリティ体制の目的及び不可欠な要素について、国の核セキュリティ体制の確立、実施、維持又は継続に關与する国の政策決定者、立法機関、所管当局、研究機関及び個人に提供することである。基本文書は核セキュリティ・シリーズに係る文書の基礎について説明する。基本文書はまた、核セキュリティにおける拘束力のある及び拘束力のない国際文書がどのように文書の核セキュリティ・シリーズに關係するかについても説明する。

1.3. 範囲

基本文書は、規制上の管理下にある又は規制上の管理を外れた核物質、その他の放射性物質及び国の管轄下にある関連施設及び関連活動に適用される。

不可欠な要素は、犯罪行為又は意図的な無許可の行為、及び核セキュリティに悪影響を有すると国によって決定されたその他の行為からの人々、財産、社会及び環境の防護のための基礎を提供する。

核セキュリティ及び原子力安全は、人々、財産、社会及び環境を防護する共通の目標を有している。これら 2 つの分野の間の相乗効果を産み出すように統合した方法で、さらにセキュリティ措置が安全を危険にさらさないように、また安全措置がセキュリティを危険にさらさないようにセキュリティ措置と安全措置が設計され実施されなければならない。

規制上の管理下にある核物質及びその他の放射性物質については、この文書は民生目的のために使用される物質のみに關係する。加盟国は、その他の目的で本文書の使用を拡張すべきかどうか決定することができる。

1.4. 構成

第 2 章は、国の核セキュリティ体制の目的を示す。第 3 章は、国の核セキュリティ体制の一連の不可欠な要素を含んでいる。

2. 国の核セキュリティ体制の目的

国の核セキュリティ体制の目的は、核セキュリティ事案の有害な影響から、人々、財産、社会、環境を防護することである。

この目的を達成するために、国は、当該核セキュリティ事案を防止、検知及び対応するために効果的かつ適切な核セキュリティ体制を確立、実施、維持及び継続すべきである。

核セキュリティ体制は、国の包括的なセキュリティ体制の一部である。核セキュリティ体制は、規制上の管理下にある又は規制上の管理を外れた核物質、その他の放射性物質、関連施設及び関連活動の存続期間の全体に渡って、それらを対象とし、また、人々、財産、社会及び環境に対する障害のリスクを考慮すべきである。

合理的かつ実施可能な限りにおいて、有効かつ適切な核セキュリティ体制の以下の一連の 12 項目の不可欠な要素が適用されるべきである。

3. 国の核セキュリティ体制の不可欠な要素

3.1. 国の責任

国の管轄下にある核物質、その他の放射性物質、関連施設及び関連活動に適用可能な核セキュリティ体制を確立、実施、維持及び継続することによって第 2 章で説明された目的を達成するための責任は国にある。

3.2. 核セキュリティに係る責任の同定及び定義

規制機関、国境管理及び法執行機関に関連する所管当局を含めて、不可欠な要素の 3.3 で記述されるように国によって指定される所管当局の核セキュリティに係る責任及びすべての許認可を受けた者の責任が明確に同定されかつ規定される。また、継続的な核セキュリティに係る責任を確実にするための国の監督と同様に核セキュリティ体制内の責任の適切な統合及び調整に対する規定が同定されかつ規定される。

3.3. 立法上及び規制上の枠組み

核セキュリティ体制を管理するための立法上及び規制上の枠組み並びに関連する行政上の措置：

- i. 割り当てられた核セキュリティに係る責任を果たすための適切な法的権限を有する、*規制機関*を含めた*所管当局*を確立すること。
- ii. 核セキュリティに係る責任を有する*規制機関*を含めて、各々の*所管当局*についての不可欠な要素の 3.2 中で同定される核セキュリティに係る責任を確立し、これらの責任を果たすために適切かつ十分な財源的、人的及び技術的な資源をこれらの当局に提供すること。
- iii. 所管当局と許認可を受けた者が核セキュリティに係る責任を果たす際に、*所管当局間*及び*所管当局と許認可を受けた者の間*の適切な調整及び情報連絡を確実にするための措置を確立すること。
- iv. *規制機関*が、核セキュリティに関する意思決定において適切な独立性を有していることを確立すること。独立性には、規制機関が規制する事業体及び核物質又はその他の放射性物質の活用促進又は利用について取り扱う任意のその他の事業体からの機能的及び財政的独立性の両方を含む。
- v. 核セキュリティ規制及び要件の確立並びに、申請を評価し、*認可*又は許可を与えるための関連する手続きについて規定すること。
- vi. *核物質*及び*その他の放射性物質*が適切に計量又は登録され、かつ効果的に管理かつ防護されていることを確実にするためのシステム及び措置の確立について規定すること。
- vii. *機微情報*の機密性を防護するため、及び*機微情報資産*を防護するための規則及び要件の確立について規定すること。
- viii. *核物質*、*その他の放射性物質*、*関連施設*、*関連活動*、*機微情報*及び*機微情報資産*のセキュリティに対する主要な責任が許認可を受けた者にあることを確実にすること。
- ix. 国又は指定された事業体のための手続きが、許認可を受けた者が不在の際にセキュリティに対する主要な責任を負うためにあることを確実にすること。
- x. 核セキュリティに関連する法執行制度と措置を確立すること。これらの制度及び措置は、*核物質*及び*その他の放射性物質*の輸出、輸入及び

国境管理についてのためのものを含むべきである。これには、国際輸送が関わる際には、不可欠な要素 3.4 で述べられるような責任と整合している輸送のためのセキュリティ手続きを含む。

- x. *核物質及びその他の放射性物質*の不正取引を阻止し、抑止し、検知し、対応し、かつさもなければ対抗するために適切かつ有効な措置を取る
- xi. *核物質及びその他の放射性物質*の不正取引を阻止し、抑止し、検知し、対応し、かつさもなければ対抗するために適切かつ有効な措置を取る
- xii. 適切かつ効果的な制裁措置及び刑事罰又は民事罰の賦課を含めて、適用される法令、規則及び要件への適合を確実にするための検証と施行の措置を確立すること。

3.4. *核物質及びその他の放射性物質*の国際輸送

*核物質及びその他の放射性物質*が国際輸送される場合は、当該物質が十分に防護されることを確実にすることに対する国の責任は、その責任が必要に応じて別の国へ適切に移転されるまでの間、国際輸送まで及ぶ。

3.5. 犯罪化を含む犯罪と罰則

核セキュリティ体制は、以下の措置を含む。：

- i. *核物質、その他の放射性物質、関連施設又は関連活動*に係る又は向けられた犯罪行為又は意図的な無許可の行為を、国内法又は国内規則の下での犯罪又は違反として定義すること。
- ii. 核セキュリティに悪影響を有すると国によって決定されたその他の行為に適切に対処すること。
- iii. 犯罪又は違反の企てによって引き起こされる可能性のある障害の重大さに見合った適切な罰則を確立すること。
- iv. 当該犯罪又は違反に対する国の裁判権を確立すること。
- v. 犯罪容疑者の訴追又は引き渡しについて規定すること。

3.6. 国際協力と支援

核セキュリティ体制は、以下について、二国間及び多国間による直接又は、国際原子力機関、その他の国際機関を通じた協力及び支援を提供する。

- i. 通知、支援及び協力のための指名された連絡先を知らせること。
- ii. *核物質、その他の放射性物質、関連施設又は関連活動*に係る又は向けられた犯罪行為又は意図的な無許可の行為、又は信憑性のあるその脅

威について影響を受ける国又は影響を受けそうな国又は関係する国に対する必要に応じた時宜を得た情報を提供すること。

- iii. 核物質及びその他の放射性物質の回収及び防護の支援要請、並びに相互の法的支援要請を含めた核セキュリティ関連事項についての支援要請への適時の対応を提供すること。
- iv. 核セキュリティシステムの確立、実施、維持及び継続に関する情報を含めた、協力及び経験と情報の交換をすること。
- v. 内密に交換される機微情報又はその他の情報が十分かつ適切に防護されることについて適切な準備を通じて確実にすること。

3.7. 核セキュリティ脅威の同定及び評価

核セキュリティ体制は、以下を確実にする。:

- i. 国の内部及び外部の両方に存在する核セキュリティ脅威は、標的が国の管轄内又は管轄外であるかどうかにかかわらず、それらの信憑性を含めて、同定され評価される。
- ii. 国の核セキュリティ脅威の評価は、最新版で維持される。
- iii. 国の評価は、国の核セキュリティ体制を実施する際に利用される。

3.8. 標的及び潜在的影響の同定及び評価

核セキュリティ体制は、以下を確実にする。:

- i. 国の管轄下にある標的は、それらが核セキュリティ脅威からの防護を必要とするかどうかを決定するために同定され評価される。
- ii. 標的が危険にさらされた場合の潜在的影響が、同定され評価される。
- iii. 当該標的の最新の評価が維持される。

3.9. リスク情報を活用した手法の利用

核セキュリティ体制は、核セキュリティシステム及び措置のための資源配分、以下を考慮した等級別手法及び深層防護に基づく核セキュリティ関連活動の実施を含めて、リスク情報を活用した手法を利用する。

- i. 国による核セキュリティ脅威の現在の評価
- ii. 核セキュリティ脅威に対して同定された標的の相対的な不正利用価値
- iii. 核物質、その他の放射性物質、関連施設及び関連活動の特徴

- iv. 核物質、その他の放射性物質、関連施設、関連活動、機微情報に係わる又は向けられた犯罪行為又は意図的な無許可の行為の有害な潜在的影響、又は
- v. 核セキュリティに悪影響を有すると国によって決定された機微情報資産及びその他の行為

(※訳者注：v.中の「機微情報資産」は、本来はivに記載されるべきものと思われる。)

3.10. 核セキュリティ事案の検知

核セキュリティ体制は、以下を含めて、核セキュリティ事案を検知し評価するため、及び適切な対応活動を開始することができるように関連する所管当局へ通知するため、核セキュリティシステム及び措置がすべての適切なレベルにおいて配備されていることを確実にする。

- i. 関連施設において
- ii. 関連活動の行為中に
- iii. 国によって指定される重要な基幹施設の場所を含めて、主要な公的行事又は戦略的場所において
- iv. 行方不明又は紛失又は規制上の管理を外れた核物質又はその他の放射性物質の搜索、回収又は発見で
- v. 国の領域内又はその船舶又は航空機内、及びその国境を含めて、国の管轄区域内で

3.11. 核セキュリティ事案への計画、準備及び対応

核セキュリティ体制は、その体制全体を通じて、関連する所管当局及び許認可を受けた者が、次によって核セキュリティ事案に対して地方、国及び国際的なレベルで対応するよう準備され、適切に対応することを確実にする。

- i. 次を確実にするための準備及び対応計画を策定すること：
 - a. 核セキュリティ事案に応じた資源の迅速で有効な動員；
 - b. (情報機関、法執行機関、犯罪現場の調査及び核科学捜査を含めて)対応機能を実施するすべての中で核セキュリティ事案に対する対応中の、及び対応のセキュリティ面と安全面間の効果的な調整及び協力；
 - c. 関連する国際的な緊急時支援及び対応システムが考慮に入れられること

- d. すべての核セキュリティ事案の調査及び必要に応じた犯罪容疑者の訴追。
- ii. 次について包括的な措置の適時の実施を保証する目的で、関連する所管当局及び許認可を受けた者による有効性のために定期的に訓練、試験及び計画を評価すること:
- a. 核セキュリティ事案からの人々、財産、社会及び環境への有害な影響を緩和及び最小化すること;
 - b. 規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質を発見し、回収し、安全にすること;
 - c. 対応計画、実地演習の結果及び計画の試験及び経験の結果を含めた準備プロセスへのフィードバック

3.12. 核セキュリティ体制の継続

核セキュリティ体制は、核セキュリティに責任のあるそれぞれの組織が以下によって体制の継続に対して貢献することを確実にする。

- i. 品質管理システムを含む、適切かつ効果的に統合された管理システムを開発、実施及び維持すること
- ii. 最高水準で核セキュリティの問題について示されるリーダーシップ
- iii. 堅固な核セキュリティ文化の構築、実施及び維持
- iv. リスク情報手法を用いて、継続的な方式で、組織による核セキュリティに係る責任を実施するための十分な人的、資金的及び技術的な資源の割当て
- v. 核セキュリティシステムの維持及び評価の実施
- vi. 経験から学んだ教訓及び最良事例を用いるプロセスがあること
- vii. 内部脅威者が核セキュリティ脅威となる可能性を最小化する措置の確立及び適用
- viii. 常に適切な核セキュリティを提供するための能力に影響を及ぼす可能性のある課題及び要因を同定し処置すること

付属文書 I 用語集

取扱注意：本用語集の部分は、IAEAのPDF資料を基に、あくまで検討用として仮訳したものです。誤訳等もあるかも知れませんので取扱に注意願います。

この付属文書は、本文書中で使用される用語の定義を含んでいる。利用者は、それが一般的な辞書ではなく専門用語の用語集であると明確に理解すべきである。本付属文書は、同文書中で定義された用語の意味を確定するのみのために参照されるべきである。

本付属文書中の用語の定義は、アルファベット順に並べられている。2つの定義された用語が同じ意味を有する場合、1つの項目では、「[他の定義された用語の項目]を参照。」として示されている。用語の定義が別の定義された用語の副次的な定義として含まれる場合、項目は、「[他の定義された用語]の定義を参照。」と示されている。

いくつかの定義で、読者が定義を理解することを支援するために事例が追加されている。事例が示されている場合、それらは包括的に示されたり又はいかなる方法でも定義を制限するようには意図されていない。

定義

関連活動 (Associated activity)	<i>核物質又はその他の放射性物質の所有、製造、処理、使用、貯蔵、取扱、廃棄又は輸送。</i>
関連施設 (Associated facility)	<i>原子力施設又は放射性物質施設。</i>
許認可 (Authorization)	<i>関連施設の運転のため又は関連活動を実施するための許認可証の所管当局による付与。</i>
許認可を受けた者 (Authorized person)	<i>許認可証を与えられた自然人又は法人。許認可を受けた者はしばしば「許認可保持者」又は「事業者」と呼ばれる。</i>
所管当局 (Competent authority)	<p>国によって1つ以上の核セキュリティ機能を実施するように指定された政府組織又は機関。</p> <p>例: 所管当局は、規制機関、法執行機関、税関及び国境警備隊、情報機関及び警備機関、保健機関等を含むことができる。</p>
深層防護 (Defense-in-depth)	<i>核セキュリティ脅威からの標的の防護のためのシステム及び措置の一連の層の組合せ。</i>
等級別手法 (Graded approach)	<i>核物質、その他の放射性物質、関連施設又は関連活動又は核セキュリティに悪影響を有すると国によって決定されるその他の行為を含む又は向けられた犯罪的又は意図的な許可されていない行為の潜在的な結果に比例した核セキュリティ措置の適用。</i>
内部脅威者 (Insider)	<i>核物質、その他の放射性物質、関連施設又は関連活動又は核セキュリティに悪影響を有すると国によって決定されるその他の行為を含む又は向けられた犯罪的又は意図的な許可されていない行為を犯すか又は犯そうとする、関連施設又は関連活動への、又は機微情報又は機微情報資産への認可されたアクセス権を有する個人。</i>

原子力施設 (Nuclear facility)	<p>核物質が、製造、処理、使用、取扱、貯蔵又は廃棄され、そのために認可又は許可が要求される(関連する建屋及び機器を収納する)施設。</p>
核物質 (Nuclear material)	<p>核物質は、IAEA 制定法、第 XX 条に定義されるような特別核分裂性物質又は核原料物質のいずれかとなるすべての物質として定義される。</p> <p>「特別核分裂性物質」の用語は、プルトニウム-239、ウラン - 233、ウラン-235 又は 233 の濃縮ウラン、これらの 1 つ以上を含む任意の物質、理事会が折々決定するその他の核分裂性物質を意味する。しかし、「特別核分裂性物質」の用語には核原料物質を含まない。</p> <p>「ウラン-235 又は 233 の濃縮ウラン」の用語は、同位体 238 に対するウラン-235、233 の同位体の合計の存在比率が、自然界に生じる同位体 238 に対する同位体 235 の比率より大きい量の、ウラン同位体 235 又は 233 又は両方を含むウランを意味する。</p> <p>[IAEA 制定法、第 XX 条]</p> <p>「核原料物質」の用語は、自然界に生じる同位体の混合物を含むウランを意味する。；同位体 235 中の劣化ウラン；トリウム；金属、合金、化合物又は濃縮物の形態をした前述のすべてのもの；理事会が折々決定するような前述の混合物の 1 つ以上を含む任意のその他の物質；また、理事会が折々決定するようなその他の物質。</p> <p>[IAEA 制定法、第 XX 条]</p> <p>INFCIRC/153 の 112 項に従って、「核原料物質の用語は、鉱石又は鉱石残滓には適用されるとは解釈しないものとする。」</p>
核セキュリティ文化 (Nuclear security culture)	<p>核セキュリティを支援、強化及び維持する手段として役立つ個人、組織及び機関の特性、姿勢及び振る舞いの集合体。</p>
核セキュリティ事案 (Nuclear security event)	<p>対処しなければならない核セキュリティにとって潜在的な又は実際的な影響を持つ事案。</p>

<p>核セキュリティ体制 (Nuclear security regime)</p>	<p>以下のものを含む体制。:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <i>核物質、その他の放射性物質、関連施設及び関連活動の核セキュリティを管理する立法上及び規制上の枠組み、及び行政上のシステム及び措置。</i> ● <i>立法上及び規制上の枠組みの実施及び核セキュリティの行政上のシステムを確実にするための国の責任の範囲内にある機関及び組織</i> ● <i>核セキュリティ事案の防止、検知及び対応のための核セキュリティシステム及び核セキュリティ措置。</i>
<p>核セキュリティ措置 (Nuclear security measures)</p>	<p><i>核セキュリティ脅威が核物質、その他の放射性物質、関連施設又は関連活動に係わる又は向けられた犯罪行為又は意図的な無許可の行為を完了することを防止する又は核セキュリティ事案の検知と対応を意図する措置。</i></p>
<p>核セキュリティシステム (Nuclear Security System)</p>	<p><i>一連の統合された核セキュリティ措置。</i></p>
<p>核セキュリティ脅威 (Nuclear security threat)</p>	<p><i>核物質、その他の放射性物質、関連施設又は関連活動に係わる又は向けられた犯罪行為又は意図的な無許可の行為、又は核セキュリティに悪影響を有すると国によって決定されるその他の行為を行なう動機、意図及び能力を有する人又は人のグループ。</i></p>
<p>事業者 (Operator)</p>	<p><i>関連施設の運転を請け負うための許可された又は認可された任意の人、組織又は政府事業体。</i></p>
<p>その他の放射性物質 (Other radioactive material)</p>	<p><i>核物質でないすべての放射性物質。</i></p>

<p>放射性物質 (Radioactive material)</p>	<p>放射性物質は、国内の法律、規則、又はその放射能のために規制上の管理に従うものとして規制機関によって指定される任意の物質である。</p> <p>国による当該指定がない場合、放射性物質は、放射性核種の特定のしきい値を定義する最新版の IAEA 文書「電離放射線に対する防護のための及び放射線源の安全のための国際基本安全基準」安全シリーズ No.115 によって防護が必要となるすべての物質である。</p> <p>放射線源は、放射性物質がどのように含まれているかによって定義される放射性物質の特定の使用である。</p> <p>放射性物質は、密封され遮へいされていない放射性物質及び放射性廃棄物を含む。</p> <p>放射能は、通常、放射線の放射を伴って原子が自発的なランダムな核分裂を伴う現象である。</p> <p>放射線は、生物学的物質中でイオン対を生じることができる放射線である電離放射線のみを言う。</p> <p>放射性物質(Radioactive substance)及び放射性物質(radioactive material)は同じ意味を有している。同様に、その他の放射性物質(other radioactive substance)及びその他の放射性物質(other radioactive material)の用語も、同じ意味を有している。</p>
<p>放射性物質施設 (Radioactive material facility)</p>	<p>その他の放射性物質が製造、処理、使用、取扱、貯蔵又は廃棄される施設(関連する建物及び機器を含む)。</p>
<p>規制機関 (Regulatory body)</p>	<p>許認可証の発行を含む規制プロセスを実施するために法的権限を有する国の政府によって指定される1つ以上の当局。</p>
<p>規制上の管理 (Regulatory control)</p>	<p>安全、セキュリティ又は保障措置に関係する立法上及び規制上の規定によって要求される任意の所管当局による、核物質又はその他の放射性物質、関連施設又は関連活動に適用される制度上の管理の任意の形態。</p> <p>説明:「規制上の管理を外れた」の用語は核物質又はその他の放射性物質が、規制上の管理下にあるべき十分な量が現にあるものの、何らかの理由で管理が不在であるか、又は管理がもはや存在しないかのいずれかの管理が不在の状況を記述するために使用される。</p>

機微情報 (Sensitive information)	<p>いかなる形態であれ、核セキュリティを侵害する可能性のあるソフトウェア、無許可の開示、変更、改変、破壊又は使用の拒絶を含む情報。</p>
機微情報資産 (Sensitive information assets)	<p>機微情報を保管、処理、管理又は送信するために用いられる任意の機器又は構成機器。</p> <p>例: 機微情報資産には、管理システム、ネットワーク、情報システム及びすべてのその他の電子的又は物理的なメディアを含む。</p>
戦略的場所 (Strategic location)	<p>核物質又はその他の放射性物質を用いたテロ攻撃の潜在的な標的となる国内におけるセキュリティ上高度に関心のある場所又は規制上の管理を外れた核物質又はその他の放射性物質が存在する場所。</p>
標的 (Target)	<p>主要な公的行事、戦略的場所、機微情報及び機微情報資産を含めて、核物質、その他の放射性物質、関連施設、関連活動、その他の場所又は核セキュリティ脅威による潜在的な利用となる対象物。</p>